

教育再生会議合同分科会
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

教育再生会議合同分科会議事録

日 時 平成19年12月18日（火） 14：00～16：02
場 所 総理官邸大会議室

議 事 次 第

1．開 会

2．第三次報告（案）について

3．閉 会

（配付資料）

資料 社会総がかりで教育再生を（第三次報告骨子案）

野依座長 それでは、ただいまから教育再生会議合同分科会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

(プレス退室)

野依座長 では現在、第三次報告取りまとめに向けた審議を精力的に進めているところでございますけれども、委員の皆様にはこれまで大変熱心にご議論いただいておりますこと、大変ありがたく思っております。

本日は昨日までに皆様からいただきましたご意見を踏まえて、修正いたしました第三次報告案についてご審議いただきたいと思っております。よろしくご協力をお願いしたいと思っております。

それでは議事に入らせていただきますが、まず第三次報告構成総論案についてご審議いただきます。事務局から資料を説明していただきますが、本日の資料、第三次報告の案につきましては、取りまとめが近いこともありまして、本日も回収させていただきますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山中副室長 それでは今回の第三次報告構成の総論案でございます。7つの柱について、先ず「学力の向上に徹底的に取り組む」、このところは大体前回と同様でございます。理科教育強化のために、教科書の改革、小学校専科教員の配置を進めるというのを、全国学力調査、PISA調査のところに入れております。また、次の項目の6-3-3-4制の弾力化により伸びる子を伸ばすというところについて、理解に時間のかかる子に丁寧に指導するといったように、少し詳しく丁寧な説明にしております。

英語教育のところは前回と同様でございます。

「徳育と体育で健全な子供を育てる」、このあたりは徳育を教科とし、あるいは体力、スポーツ、体験活動など、前回と同様でございます。

3番目の柱、「大学・大学院の抜本的な改革」でございますけれども、この大学・大学院教育の充実については前回と同様です。

次の「国立大学のマネジメント」のところですが、この柱のところ、マネジメント改革をみずから進めるということ、あるいは「国立大学の学部長」のところを、「学長による学部長人事の掌握」といった表現、「学部の壁を超えた効率的な教育指導体制」といった形にしております。これはまた各論の方と連携するところでございます。

4番目の柱の、「学校の責任体制の確立」のところは、前回と同様で、マネジメント改革、子供の教育に専念できるよう教員を応援するというところでございます。

それから5番目の、「現場の自主性を生かすシステムの構築」というところで、ここは学校の情報公開、適正な競争原理の導入、3番目の項目の、多様な分野の社会人等から教員を大量に採用 採用者の2割以上を目標にということを明確にしたところでございます。また、教員養成のあり方につきましても、これまでの議論等を踏まえて、教員養成

を抜本的に改革するというところを一つ柱として立てたところでございます。内容はまた各論の方でご議論いただければと思います。

また6番目の柱、「社会総がかりでの子供、若者、家庭への支援」ですが、連携システムを総合的に支援というところで、必要な法的措置というところを、これもまた各論でございますけれども、加えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

野依座長 どうもありがとうございました。それではご意見を賜りたいと思います。どうぞご自由にご発言ください。

では、渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 これは事務局からだと思んですが、最後のところに、提言の具体的な実現が図られるよう、フォローアップのあり方についても検討したいということで、1行書かれていることで少し安心をしているわけですが、例えば、この徳育を教科とするということに関して、こちらで決めている内容について、どのように実現が図られるようフォローアップをしていくのかということは、事務局に聞いたらよろしいのか、誰に聞いたらいいのかわからないんですが、とにかく今後、これが例えば第三次報告を出したと、その後にこの徳育が教科化されるまでのストーリーとかシナリオはどうなっているのかというところをお聞きしたいというふうに思います。

野依座長 では、事務局よろしく申し上げます。

山中副室長 教育再生会議の提言を受けまして、これは二次報告でもこの点については提言をしておりますので、具体的なところをどう落とし込んでいくかというあたりは、中央教育審議会のほうで今、教育課程についての議論をしております。そこで学習指導要領をどんなふうな形に改訂していくかという内容について、議論をしているところでございます。

そこでこの提言を受けまして、どういう形でその徳育の教科化というところを具体的にしていくかという議論は、行われているところでございます。そこについての中央教育審議会、ここの結論というものを受けてその結論を受けた形で、では具体的に学習指導要領というものをどう改訂するかを文部科学大臣が決めると、そういうことになってくると思っております。

土居室長代理 追加的にご説明いたしますと、各論の方で詳しく書いておりますけれども、教育再生のフォローアップにつきましては、最終報告に向けてさらに具体的にどういう仕組みをつくってどうするのかということを、1月の合同分科会、数回予定してございますけれども、そこで議論をして最終報告に盛り込むと。そのシステムでこの全体の提言をフォローしていくというそういうやり方になっておりまして、今の段階ではちょっとこのフォローアップの仕組みもまだ議論されていけませんので、ご了解いただきたいと思います。

野依座長 では、葛西委員どうぞ。

葛西委員 最終報告で入れられるということでありまして、そのとき議論すればいい

のかもしれませんが、提案の方向が出たものに対して、それをどのように実施していくか、実施していくためにどのような担保措置をつくるのが、全体の鍵になると思います。

私は国鉄の分割民営化の過程で第二臨時行政調査会、国鉄再建監理委員会、それから分割民営化の実施と3段階にわたってその中に身を置いていたので、参考までに申し上げておきたいと思うんですが、この教育再生会議は国鉄改革でいうと第二臨時行政調査会のようなものと見ることができます。第二臨時行政調査会は「5年後までに国鉄を分割民営化せよ」という方針を出しましたが、その5年の間、では誰が舵を取って改革を進めるかという議論がありました。それは実行機関として、国家行政組織法3条に基づく、いわゆる行政機関として新しいものをつくるのか、あるいは8条に基づく諮問機関として設置するのか、いずれにするかという論点でした。

結果的にそれは8条に基づく国鉄再建監理委員会として置くことになったんですが、もう一つの論点は、この8条機関を運輸省の下に置くのか、総理府の下に置くのかということでした。もし、これが運輸省の下に置かれていたら、分割民営はできなかつたらと思います。自分たちがやってきたことを自分で直していくという形では、一生懸命善意でやっても、そこにはそれまで国鉄を管理してきた張本人としての自己保存本能がどうしても働きますので、抜本的な改革はできない。当時は、国鉄も運輸省も分割民営に反対でしたから、やはり改革はできなかつたと思うんです。これを総理府に置いたことが成功した第一の秘訣だったと思います。

それからもう一つ、国鉄再建監理委員会で5年間にわたって議論をしていた当時のことです。教育再生のタイムスパンはもっと長いかもしれませんが、長期にわたっているいろいろな議論や行動、また舵取りやフォローが行われる。しかし議論さえあれば、それを聞き流していれば、実績を得ないままにそれは時間とともに頭の上を過ぎて終わっていくという形ですと、改革は絶対できないだろうと思います。そこで改革のための担保措置が必要になるわけで、国鉄の場合にはまず採用を全面停止しました。大量退職の時代に入っており、余剰人員が多く労働生産性が低いことははっきりしておりましたので、こちらから頼んで第二臨時の答申の中に、緊急措置として採用を全面停止するというところ盛り込んでもらった。また、公共事業を利権として、それを食いものにしている政治家も多いし、またそれとつながっている国鉄や運輸省の人間も多かったので、新規工事も全面停止する、安全に関わらない新規工事は実施してはならないという形にしました。

この2つは、何かの新しい措置がとられたときに、初めて鍵をあけてもらえるという仕組みになっていたもので、大変有効でありました。すなわち、分割民営化が実施されない限り、採用は止まったまま、安全に関わらない新規工事はゼロという状況をつくったことで退路を断ち、停滞もできなくなったのであります。この状態で、私は労働組合対策をやりましたし、予算で公共事業的投資を削っていった人もいましたが、いずれも非常にいい効果を上げることができたと思います。

教育再生も全く同じもので、戦後60年間にわたって公教育は悪化の一途をたどってきて、

そして今、非常に看過できない状況になったという段階で、教育再生会議がでてきていると思うんですが、それをやってきた当人が自分ですべてを変えていくというのは無理ですから、改革を実施するのは教育サイドの人たちがやるんでしょうけれども、舵を握るのは別のところに置くべきである。それと同時に、何か改革が行われたい限りは惰性で動くことができないようにするといった担保措置をつくる必要があると思います。その仕組みがあるかないかによって、この教育再生会議が単なる議論倒れに終わるか、それとも何らかの抜本的な改革につながっていくかという分かれ目になるのではないかと。それが改革に実効性をもたせる要諦ではないかと思います。

野依座長 どうもありがとうございました。

では小野委員どうぞ。

小野委員 今の葛西委員の考え方、私もある意味で正しいと思うんですけども、ただ、国鉄改革と教育とは、ちょっと要件が違うんで、やっぱり仮に同じ論理を当てはめると、教育について予算を増やすことをこれからずっととめておくと。改革しなければ増えないというふうになると、これは犠牲者は国民ですから国鉄の労組とは違うので、そこはちょっと私は違う面があると思うんです。だから、私が強く申し上げたいのは、例えば德育についても、私は教科書をつくるべきだと思いますけれども、これはやっぱり議論を十分尽くした上で、バランスのとれた教科書をぜひつくってほしい。これは文科省にはぜひ検討してほしいと思うわけですけども、検定が非常に難しいという意見が確かに一つあります。ただ、これは先ほどの議論でも人の精神の内部に入り込むというのではなくて、民間がきちんとした良い検定の教科書を申請できるような基準をつくれれば、私はいいと思うんですね。それは基準をつくる方向でぜひ文科省に検討していただきたい。これは今、国がこれだけ乱れている中で、国家として德育にしっかりした方針を出さないと、私はいけないと思いますので、ぜひ強調したいと思います。

野依座長 どうもありがとうございました。

白石委員どうぞ。

白石委員 事務局は短期間の間にお取りまとめをいただいて、非常にありがたいんですけども、また最終段階の会議なので厳しいことを申し上げたいと思いますが、私は5ページほどの意見書を出させていただきました。誰のご判断でこの修文がなされたのかということをお聞きしたいと思います。

前も申し上げましたけれども、地域の自主性とか、創意工夫とか、国が関与するのではなく、あくまでも地方が率先して取り組むとか、やはり学校現場への権限委譲とか、いろいろな思想のもとに検討してまいりましたし、時代のその先端知を生かした教育システムのあり方ということを書いてきましたし、既にもう実践されているようなことはなるべく削除して、これからの具体的な動きに通じるものを、鋭角的に書いていこうということを運営委員会の中でも、これは皆さん合意を得ていたことではないかというふうに思います。そういう観点で、私が提出したところと今回の修正案を見ると、まだ何でこういうことが

書いてあるんだらうということが散見されるんですね。

具体的に申し上げていると切りがないんですけども、全国教育サミットの開催、これも一つの仕掛けではありますが、この最終提言にこれを書くことによって、間違っただ印象を与えると思うんですね。果たして全国教育サミットをやって学力に直結するかどうか。それであれば、例えば、私も入っておりますが、既に行われている1都7県の教育委員会の教育委員会議で、それぞれの学校現場の工夫を話し合うとか、幾らでもやり方があると思うんですね。幾つかの選択肢があることを、いろいろなアプローチ、多様な方法論があるところを一つだけ抜き出して書くと、非常におかしい印象を与えます。

「ものづくり」のところも、今、金融教育、環境教育、食の安全、いろいろな教育分野があって、産業構造から見ても「ものづくり」というのはかなり減っている。これが非常に大事なことはわかるんですけども、いろいろなことを地域が地域のその頭で考えて教えていくということを推進していくわけで、ここだけを取り出して書くと、すごくおかしく聞こえるんですね。

だから誰がどういう判断をされて、この文言を最終的にお出しになったのかわかるように、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

野依座長 事務局、よろしく申し上げます。

小野委員 もう各論に入っているんですか。

野依座長 今、総論についてご議論させていただいております。後ほどでいいですか、白石委員。

白石委員 はい。

野依座長 今は、総論についてご議論いただきたいと思います。

小野委員 すみません。野依座長、ちょっと反論するようなんですけど、総論というものは各論の中から大事なことが出てきていると思います。

野依座長 そういうことです。

小野委員 ですから、総論、各論あわせて議論をしていただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

野依座長 では、事務局。

山中副室長 この資料につきましては、運営委員会のほうでご議論いただいたもの、確かに鋭角的に明確に教育再生会議、この第三次報告で主張するところがわかるようにというところで、特にその点につきましては、総論となっておりますけれども、この3枚紙、この総論のほうでしっかりと明確な主張といいますか、訴えることができるようにして、それであと各論の部分、これは今まで10月23日の総会以降、毎週合同分科会で議論していただきましたので、そこで出されました皆様のご意見、そういうものを踏まえながら、ただいろいろな意見がありますので、それを踏まえながらまたご意見もいただきながら、整理してきたというところでございます。

それに対して、運営委員会の中でもご議論ございましたけれども、やはり今まで出てき

たご意見というものは踏まえた形で、この各論部分のほうはまとめていく。総論のほうはもっと明確にここを打ち出したいという、第三次報告で打ち出したいということが明確にわかるような形にしたかどうかというご議論ではなかったかというふうに思っております。

白石委員 いや、おっしゃっていることはわかるんですが、それぞれ委員が出されたペーパーを、どういう価値判断でこの最終形を仕上げていらっしゃるかということなんですね。今、総論の議論を中心的にしていると思うんですが、総論を見ると小中一貫校の制度化と書いてありますよね。その各論のところを見ると、子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進すると。これがすべての解なのかというと、小中一貫でなくても子供の発達に合った教育はできます。ですからまず各論をきっちり固めてから、その中から必要なことを総論編に私は載せるべきだと思うんですね。間違っていますか、申し上げていること。

野依座長 では、各論を説明していただいて、そしてご議論いただきましょうか。

葛西委員 その前に、一言だけいいですか。

さっき小野委員のお話がありましたが、私は小野委員の意見に全面的に反対ではありません。教育は片時も停滞してはならない。しかし、鉄道輸送も片時も停滞してはならない。同じなんですね。一方で、そのやり方は教育の場合と鉄道の場合で違って来るだろうということはよくわかります。

ただし、先ほどお話ししたように、いろいろな予算の要求だとか新しい試みだとかいうときに、今までそれをずっとやってきてこれまでのことに責任のある人と、そうでない人では取り組み方に違いが出ます。例えば、国鉄の分割民営化でいうと、国鉄再建監理委員会というのは、運輸省の強い反対にもかかわらず、総理府に置きました。そういうところに話をきちんと通し了解を得た上で初めて、予算要求などができるという形にするのがいいのではないかと思います。今のままの形で、今のままの状況で、その惰性の上に改革をやろうと思うと、改革は絶対できなくなってしまいますので、要諦をおさえる権能を持った組織を総理の下につくる。それは小さなものであるほどいいんですよ。大きな組織をつくるのはよくないんです。そして、実施部隊は改革の遂行についてそこから了承を得る努力をすべきであります。私はそういう意味で申し上げております。

小野委員 私はとにかく、6年間例えば国立大学法人の運営費交付金を減らしていますから、それは6年でやめて、その間に改革をして、その次はやめようということを言っているわけですから、それはそんなに変わらないですね。

野依座長 それでは事務局、その各論を説明していただいて、それであわせて審議したいと思います。

山中副室長 各論でございませけれども、初めのところは池田代理と相談して書いて新しく加えさせていただいた部分でございませ。基本的な考え方ということで、『社会総がかりで「自立して生きる力」と「共に生きる心」を育む(案)』という。あと、第三次報

告の重点ということで、新しいシステムの問題をやった点と、それからこれまでの改革をさらに進めるんだという点、これは一次報告のところでも強調しておりました教育再生の原点、それから横並び主義とか画一主義、これに偏することなく、地域の自主的な取り組みを支援する。そういうものを通じて希望と安心の教育の実現という流れになっております。

「学力向上に徹底的に取り組む」というところでございます。これは前回の議論も踏まえまして、PISAの調査結果も踏まえた形での理科教育についての充実という点、理科の専科教員の配置等を記述したところでございます。あと、全国教育サミットの点、これはご意見として白石先生からもいただいたところですが、一応この点は残して書いているという状況でございます。

また、「6-3-3-4制の弾力化により、伸びる子は伸ばし、理解に時間のかかる子に丁寧に指導する」という部分。ここは大体前回と先ほどの表題のところの表現は、若干丁寧にしておりますけれども変わっておりません。

それから「年齢主義の見直し」のところ、この点につきましては、特定の教科について上の学年で学べるようにする。この辺は一般的にできるようにというような表現ございましたけれども、この辺は削除しております。

次の「英語教育の抜本的改革」というところで、研究開発学校等の弾力化により、小中一貫の全学年での英語科の設置など、先進的な取り組みというものが書き加えてありますので、その点を加えております。また、コミュニケーション能力ということが分かりにくいというご指摘もありましたので、これを踏まえて、ヒアリング、音読等のコミュニケーション能力という形でその点を詳しく書いております。

また次の「教育支援コンソーシアム構想」のところ、総合大学、教育委員会、学術関係団体、NPO等、これは中心になるのが、大学や教育委員会等であろうということで、その点を明確にしております。

また時代に合った教育内容の充実ということで、この点、主権者教育という言葉が一番上にごございましたけれども、国民としての権利に関する教育ということで、その点も加えさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

野依座長 どうもありがとうございました。各論の方が詳しく書かれていますので、こちらを中心にご議論いただいて、そしてその表現が総論に反映されるということになりますね。ですから、各論を中心にご議論いただき、そしてその表現についてまたご意見賜りたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 先ほどの続きなんですが、徳育ということに関しては、指導要領に関係するので中教審が審議をして、そして文科大臣が決定するという段取りだというお話を伺いました。それでよろしいですか。

そうしましたら、例えばほかにバウチャーのモデル事業を行うとか、例えば学校の情報公開、例えば評価をするとか、メリハリのある給与体系とか、私が一番危惧するのはこれで終わってしまうことですから、繰り返し申し上げますが、それぞれに対して総論、各論のストーリーを最終的な総まとめの段階では見せていただきたいんですね。それはどうしてかという、国民がこの案は誰がつぶしたかがわかるからです。要するにこの案に対してどこの段階でつくれるのか。要するに国民としても要するにこういう案が出てきました。それを例えば新聞で見ました。それを見た段階で、ああいいことを言っているなと思って、このあとそれはどう実現されていくのか、どういうプロセスなのか、全然わからないと思うんです。今、私も初めてわかっているところもありますし。ですから、それを明示していただいて、そしてそのプロセスを追っていけば、誰がつぶしたのかということが明確になるような形にしていきたい。

というのは、例えばメリハリある給与体系ということ一つとっても、書くのは簡単ですが、本当にできるんですかと。僕はできるわけないと思っていますから。今の教員の成績給で。実は今日午前中に、神奈川県教育委員会のことで打ち合わせがあったんですが、今回、成績給を初めて導入しました。賞与のその差は、上と下では0.05カ月ですよ。ミク口の決死隊ですよ。上と下で0.05しか違わないで大騒ぎしているんですよ。それでどこがメリハリですか。そうしたらここでメリハリつけると簡単ですよ、書くのは。だれだって書けますよ。でも本当にメリハリつけようと思うんだったら、どこをどうやって動かして、どこでどう、例えば法律を変えて、誰がどうしなかったらできないんだということまで明示するのが、私たちの責任だと思うんですよ。ではないと本当にもう何のために集まっていたのか何もわからないということで、具体的に、私はだからこんなにいっぱいあったらストーリーがいっぱいあり過ぎてわけわからなくなると思いますから、これだけはストーリーを追いかけていこうよと。再生会議としては、これは今回、絶対実現しようよというようなものをある程度明確にした上で、そのストーリーを明確にするということが必要なのではないかなと思います。というのは、それほど現場に近づけば近づくほど、この1行1行が変えられにくいことだということはいくつもわかりますから。だから絵に描いた餅はやめたほうがいいということで、繰り返しお願いしたいとご提案申し上げます。

野依座長 どうもありがとうございました。

ほかに「学力の向上に徹底的に取り組む」の部分につきまして。

小野委員 今回の全国教育サミットですけれども、これは本当に何の意味かわからないので、私はこういうものを書かないほうがいいと思います。これはどういう趣旨で書かれているのでしょうか。何をやるんでしょう、この全国サミットは。

野依座長 どうぞ。

山谷総理補佐官 全国学力・学習状況調査が行われまして、いろいろ県や、あるいは教育委員会が、自分たちのところの状況が分かってきまして、教育者、関係者にヒアリングをいたしましたところ、良い例を知りたいと。それからどうしてもうまくいかない、引っ

かかっているという悩みも分かち合う場所とか、あるいは生活習慣ですね。早寝早起き朝ごはん、うまくいっている学校はなぜうまくいっているのかなど、そういうことを意見交換して改善できるものはしていきたいというような声があったものですから、このように書かせていただきました。例えば、秋田県について、NHKで特集をしたらとってもよかったという評判があったわけですね。

小野委員 教育委員会がやるんですか。

山谷総理補佐官 これは希望するところが、それから良い例はお示しをお願いするとか、いろいろなやり方があるといいと思うんですけども。

また、メリハリある給与体系については、今また中教審での審議段階です。

野依座長 どのぐらいのメリハリがつけば、メリハリがついたというふうにご判断になりますか。

渡邊委員 ちなみに私の学校では5カ月です。ですから0.05と100倍違います。メリハリがですね。年間5カ月違います。

小野委員 今の給与の点は、確かに給与表を改める、主幹教諭なんかの表をつくるというのはかなりメリハリつくんですが、それ以外の要素としては、私が提言しています調整額、教職調整額4%を廃止して、残業の状況によって手当を配分するというにすれば、かなり差がつくと。今は一律4%ですが、これはやっぱり問題があるんです。これはぜひ改革をしてほしいと申し上げておきます。

野依座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

葛西委員 そういうメリハリをどこで判断するかについては、例えば従来の意思決定システムの他にチェック機構をつくり積極的に行っていくということは効果があると思います。世の中の常識に照らして、0.05ヶ月の差というのは本当に問題にもならないですね。

野依座長 では品川委員どうぞ。

品川委員 ありがとうございます。いろいろと細かいことを申し上げました。事務局の皆様には御礼申し上げます。

先ほど葛西委員がおっしゃった監督する部署をはっきりするという、これはすごく大事だと考えます。過日大阪で講演しましたときも、大学で講演しましたときも、多くの方が再生会議の議事録をフォローされておられます。細かい指摘を受けるんですね。ただ、共通しておっしゃることが、いいことを言ったとしても、どうせ実現はできないでしょう、役人はやらないでしょう、政治家もやらないでしょう、というようなことです。そうおっしゃる方が、現場の教育者も学者も地方行政の方も、本当に多い。不思議なくらい「所詮、絵に描いたもちだ」と決め付けられます。

昨日も教育政策一筋という教授からそういった話を伺いました。再生会議の報告書に書かれてあることが本当に実現できたら、日本の教育は変わっているよ。僕は70年代から言っているけれど何も変わらない、できないと。それが日本の教育なんだ、教育行政だと厳

しいご意見を賜りました。こういったご意見は地方に行ってもよく聞きます。会議でいくらいいことを言っても、私たちのところにはおりてこないでしょうと。やっぱりそれではだめなんです。

例えばこういうことがあるんですね。環境教育をやります、自然体験をつませましよう。そうすると、環境省も農水省も文科省も一致団結する。ところが法務省が裁判員制度を導入するのでぜひ学校教育でもとなると、なかなかスムーズに一致団結できない。省庁権益がぶつかるとできなくて、一致するとできるというのは、制度上わからなくもないのですが、それはやはり本末転倒だと思うのです。環境教育も司法教育も、役所のためにやるのではなくて子供たち、若者たちのためにやるわけですよ。

ですから、我々が何十回と集まって検討し、形にしていった報告書です。どこの箇所は誰が責任をもって具現化するのか監督部署をあきらかにし、また具現化できているかどうか確認できるようなシステムを、官房に直結するのかどうかわかりませんが、そこまでぜひ提案していただきたいと考えます。そうしませんと、幾らこうやって多方面から多角的に検討して報告書を出しても、結局、一元化した窓口がなければ文科省は文科省、農水は農水、経産は経産となってしまって、今の状態と何も変わらない。結局、財務省は予算を削減することばかりですから子供たちや若者たちの権利を保障するような従来の枠組みを超えた取り組みには着手できません。で、制度と情報のニッチに落ち込んで不利益を被るのは、子供や若者たちなのです。学校にも所属しない、あるいは形上は所属していても不登校など学校不適應を起こして学べないでいる子供たち、就業できないでいる若者たちの権利保障、権利回復を視野にいれた提言にしませんと事態は変わらないでしょう。

霞ヶ関の官僚の方たちの中にも地方自治体の行政マンの方々の中にも、少しでも子供たちや若者たちのためにできることをといるんなことを考えておられる方、やりたいと思っけていてもできない方がいっぱいいらっしゃる。そんな彼らが働きやすくなるようなシステム作りを提案すること、法整備を整えることが大事で、それが確実に子供や若者たちの成長発達権や自立する権利、社会に参加する権利などを守っていくことにつながると思っております。これが、一点です。

それと、多少細かいことを申し上げてもよろしいでしょうか。

野依座長 手短に。

品川委員 はい。手短にいけます。

まず事務局の皆様には、私がしつこく繰り返し申し上げた子供たちの学びのスタイルや成長発達権などの権利保障等たくさん取り入れていただきましたこと、深く御礼申し上げます。

そのうえで、さらに申し上げたいと思います。最後の、動き出す教育再生のところに地域経済の疲弊や家庭の教育力、養育力の低下による格差が指摘されていると書いていただきましたことは本当にありがたく存じます。これはいつも申し上げておりますワーキングプアや虐待やネグレクトなどを含む低養育力家庭とかのことなのですが、ぜひこの部分を、

「はじめに」のところにも書いていただきたいと存じます。と申しますのも、この冒頭部分こそ多くの人たち、メディアも教育関係者もじっくり読むところだからです。後半の細かいところでもいいことをいくらたくさん書いても、それが世間の人々に読まれ、吟味され、活用されていかなければ子供や若者たちにとっては意味がない。

ワーキングプアの問題も、地方に行けば行くほど痛感させられます。でも、ワーキングプアは民間の話なんですね。学校の先生もそれから教育行政の方も公務員でしょう？だから私のような取材者から見ますとリアリティが、本当に疲弊している子供や家庭の気持ち、伝わりにくいのではないかと思うことが多々あるのです。再生会議はそういった諸々の環境要因も視野に入れて検討しているわけですから、読み手にすべての子供たち・若者たちの将来の自立権や社会参加する権利を保障することを踏まえた教育をしていかなければいけないことを理解してもらうためにも、ぜひ「はじめに」のところにも書いていただきたいと考えます。

それから英語教育のところでは、コミュニケーション能力云々というのは、私が申し上げたことですが、ご存知のように日本の英語教育はこれまで文法を大事にしてきた歴史がございます。今現在、英語を自由に話すことができる方々のベースにこういったがっちりした文法教育があるのはまぎれもない事実で、その点を私は高く評価しています。文法がしっかり入っているから、それが基礎基本となっていて、今ここにいらっしゃる皆さん方も、自由に英語ができるわけです。コミュニケーションと言いますと、どうしてもヒアリングと会話にだけ力を入れてしまいがちです。でもそうすると、どうなるか。お恥ずかしいのですが、私のような小学校の帰国子女の多くが、発音はよく、ぺらぺらしゃべることはできて文法が苦手になりがちです。いくら英語を学んでも、日本語で論理的に意見をいったり、情報を批判的に吟味したりする力がなければ元も子もないわけです。英語教育の目的は、日常的な会話をぺらぺらしゃべれるようにすることなのか。それとも英語で自己表現でき、国際舞台で活躍できるようにするためのベースを作ることなのか。そのターゲットの置き方で、教育内容も変わってくると思いますが、どちらの場合においてもコミュニケーション能力の強化を軸に指導すると同時に、文法をないがしろにしないということを入れていただきたいということが2点目です。

野依座長 それでは時間もたっておりますので、次に移らせていただきたいと思いますけれども、その前に、各論の議論を受けて、総論の学力向上の部分についていかがでございますか。

白石委員 端的に短く書くという努力はしていただいているんですけども、欲を申せば、各論の趣旨がそのまま総論に反映されているかどうかというところが、言葉足らずの点が私はあると思います。ですから、この総論だけを見ると相当誤解を招きます。それで各論を見てもっと誤解を招くので、私はこの段階でまだまだ点数をつけるとすると、60点に足りないので、修文をさらにお願ひしたいと思います。

野依座長 ありがとうございます。

小野委員 一点だけ。小宮山委員が話された教育院のところなんですけど、この「教育支援コンソーシアム」だと何か民間のNPOみたいに思われるので、「大学発教育支援コンソーシアム」とか、大学が中心になるんだと入れていただけませんか。大学がメインになっているように。名前として。

野依座長 中嶋委員。

中嶋委員 英語教育のところだけ、品川委員の言うことはよくわかるんですけど、だから文法を軽視するというのではないんです。だけれども、日本のこれまでの英語教育は、ほとんど90%がSVCとかSVOとかやってきたので、日本のコミュニケーション能力としての英語がもう非常に劣ってしまっているんで、これを小学校で入れるという新しい画期的な動きがあるのです。そのところはやっぱりコミュニケーション能力を主軸にというのはもう色々議論をした上があり、ここに入れてもらったのです。

品川委員 おっしゃることはよく理解しております。私が危惧するのは、第三次報告をお読みになった方が、文法をやらなくていいんだとか、文法よりも会話に力を入れると国は言っているのだと誤読されないかという点です。これまでの報告に対する報道や発言等を見ていますと、どうしても偏った理解をされることが少なくない。教育はその個人の知識や経験をベースになぜか汎かして語られることが多いからこそ、危惧するわけです。実際、自治体によってもいろいろでしょうが、英語教育における文法教育は従来ほど重きがおかれていないと現場を見ていると痛感します。要は、文法にしても会話やヒアリングにしても、認知と学習スタイルの多様性を視野に入れた、視覚化聴覚化、あるいは構造化された指導方法が徹底されていない点が課題だと思いますが。現状では、ディスレクシア児童及び若者はまるっきり対象外ですから。

中嶋委員 いや、そんなことはない。文法はむしろ……

白石委員 それは言わずもがなの話なんではないですか。

中嶋委員 文法はもうそれこそコミュニケーション能力がついた上で、きちんとした文法を語学としてはやる。それを散々やっているんですよ。それだけでずっと明治以来の英語教育がここまで来たのが現在の結果だから、そこは大丈夫ですよ。ですからここで文法を入れてしまうと、また英語教育は従来の英語でいいんだなということになってしまうんですよ。

葛西委員 私は文法は入れたほうが良いと思いますね。

野依座長 ご議論はありますけれども、まだ書きぶりについては、後でご相談させていただきます。両方大事だということはよく承知いたしました。

白石委員 野依座長、30秒いいですか。

この英語の骨子のところで現場の進んだ取り組みに歯どめをかけないと、こういう消極的な言い方で果たしていいのかどうか。これを支援していくのではないですか。ブレーキをかけない話を、あえてここに入れる必要性はありますか。その文法の話もしかりで、日本語の対話、意思疎通能力の育成にも配慮すると、こんなことをここに書いてあるだけ

で、もうすべての委員の意見を聞いてバランスとったなというのがここだけで読めるんですね。

野依座長 前向きに表現していただきたいと思います。

次にまいります。徳育の問題、事務局お願いいたします。

山中副室長 徳育につきまして、「2、徳育と体育で健全な子供を育てる」ということで、ここは徳育を教科とし、感動を与える教科書をつくるということで、第二次報告のところを明確に本質を打ち出したというところでございます。

また、国は脳科学等の科学的知見と教育の関係について、基礎的研究をさらに深めると。その知見をもとに発達に応じた徳育、体育のあり方、効果的な教育手法を用いて整理して活用するという文を加えさせていただいております。ここも大体二次報告のものを整理したものでございます。

あと、体育、スポーツ、体験活動等については、前回と同様でございます。

野依座長 ご意見ありますでしょうか。

葛西委員 スポーツ庁というのは何のためにつくるんですか。スポーツを振興するのはいいことだと思いますが、スポーツ庁をつくるのがスポーツを振興することになるというのは、極めて官僚的な考え方です。まず最初にモチベーションがあって、次に行動と結果があって、それらを整えるときに組織をつくるというのが仕事の進め方ですよね。だから先にスポーツ庁をつくると、スポーツが振興されるとか、運動能力が高まるとかということにならないと思います。

野依座長 これは副大臣でしょうか。

池坊文部科学副大臣 私たちは2000年の行革のときに、もう省庁をふやさないということで、少なくしてまいりました。ですから、スポーツ省をつくるというのは、党としては自民党でも推進なさっている方もおられますし、うちの党内でも推進はしておりますけれども、本来的には省をつくらないということになっておりますので、今おっしゃるように、そうたやすくは省はできないということ。今の流れの行革からいきましたら、それはつくれないということではないかと思えます。

それから、つくったから推進ではないと思います。きちんとした理念があってそして強化をしていくんだらうと思います。おっしゃることは、私は全くそのとおりだと思いますが。

野依座長 どうもありがとうございました。

事務局何かありますか。

山谷総理補佐官 今、観光庁をつくらうという動きもあるんですけれども、文化庁の予算が今1,000億円で、スポーツ関係は百数十億円ぐらいで、予算に差があるということと、今、地域のスポーツは総務省、それから体力づくりみたいな、健康増進というのは厚生労働省、そしていわゆるスポーツ振興が文科省と別々になっています。それから国際競技、オリンピック等々、いろいろな国際競技を開く場合は政府保証というのをどこの国もほと

んどとっているんですが、日本はとれない。それは財務省との関係で。

そんなこともありまして、一元的に意思を明確にして推進していくことが必要なのではないかという議論の中からこのような提案になったわけです。

葛西委員 観光庁も官僚的な組織拡大の発想ですよ。観光というのは、観光庁があるから盛んになるのではなくて、美しいものがあるから観光が興ると思います。

野依座長 ほかにこの徳育について。白石委員。

白石委員 徳育のところなんですけれども、これも意見書で申し上げたんですが、「新たな枠組み」というものを説明する文言というのは、この中にどこか書かれていますでしょうか。新たな枠組み、今の枠組みとどう変わるのかわからないので、ここをもう少し丁寧に書いていただきたいということだったんですが。

小野委員 その下の部分だと思いますよ。

白石委員 徳育は点数での評価は。

小野委員 そうそう。そのことだと思います。恐らく。

白石委員 でも、これは今もそうではないですかね。

小野委員 それは道徳は教科ではないから、今は。時間だから。

白石委員 でもそれを普通の人は読み取れないと思いますよ、小野委員。文部行政に携わっている人であれば、これがそういう意味であると分かるにしても。

小野委員 私がこれを言っているわけではないんだけど、事務局なんだけれども、私は徳育を教科にしようとしか言っていないです。

白石委員 そうしたら「新たな枠組み」なんてやめたらどうですか。

野依座長 事務局お願いします。

山中副室長 これは二次報告で、「新たな枠組み」により教科化しようということで、「新たな枠組み」というのは何かというと、教科ということになると、通常それについての評価をすると、5、4、3、2、1とかそういう点数のような形での評価とか、そういう評価をするということと、その教科についての免許証があって、国語なら国語の免許をとって国語の先生になるといった専門の先生がいるということ。それからそれについての教科書というものが主たる教材としてあって、それが教科の教科書として使われる。こういうものが教科だということですから、新たな枠組みとして教科とするというのは、そのうち、二次報告でも、点数での評価はしない。それから免許をつくったりして、特別に徳育の先生というのはつukらないほうがいいんじゃないかということ。教科書は多様の教科書、あるいは教材というようなものをつくって、そこで充実した徳育を教科化してしっかりと教えてもらおうと、そういう意味で「新たな枠組みの教科化」という表現に第二次報告でもしてあるというところでございます。

白石委員 第二次報告のときに、私がきちんとフォローすれば、この文言はなかったかもしれないです。それであれば、「新たな枠組み」と最初に見た人はここに目がとまるわけですから、その下に、新たな枠組みとはこういうことをいうと、注釈をまず書かれて、

その次に小学校低学年から何を教えるかというふうに段階を追って書かれたほうが親切ではないでしょうか。

山中副室長 それを二次報告で書いたつもりでしたので、一番最後のところにその点を記述したというそういう記述になっております。

野依座長 では品川委員どうぞ。

品川委員 ありがとうございます。これは私は意見書に書かなかったことなので、今申し上げるのは多少ためらいがございませぬけれども、道徳の教科書を作るとなると、検定はどうかという疑問がわいてきます。感動ある教科書の検定は、誰がやるんだろうと、考えるわけです。陰山委員が、教科書ではなくて、教材にしたらいいということをおっしゃっておられますが、そこをあえて教科書と書くのであれば、やはり読み手に疑問を残さないような書き方を考慮する必要があるかと思えます。教科書をつくと打ち出すのであれば、感動を求めるとか、善悪とか、一見わかるようで実は抽象的な概念をどう検定するのかというところを突っ込まれたときに、答えられるのかどうかお尋ねしたいのです。私としましては教科化し教材を充実するという表現で十分ではないかとも思っております。道徳教育を行ううえで大事なことは、教科書よりも、子供の発達を視野に入れた上でどういう指導体系を作っていくかだと考えます。自己理解の低い子に他者理解はできませんし、他者理解がなくセルフ・エスティームの育っていない子に共感性も育ちません。こういうベースラインのないところに、規範意識は育ちません。まして、いじめや不登校など学校不適応が日常茶飯事の集団に規範意識は育ちにくい。教科書も大事でしょうが、それがソリューションではないと考えます。

それから先ほど言いかけたのですが、その下のところに「脳科学等の科学的知見を」とございます。これは私がいつも「科学的知見を」と申し上げるからご配慮いただいたとありがたいと思っておりますが、科学イコール脳科学ではございません。脳科学だけを書きますと、優生学などと直結される方もいらっしゃるし、それは本筋ではまったくありません。そういった誤解を生まぬよう、ここには必ず「脳科学や社会科学など」と社会科学という言葉をぜひ入れていただきたいと申し上げます。

中嶋委員 この間の方には入っていましたね。幼児教育のところ。

品川委員 ええ、中嶋先生のおっしゃるとおりです。この間も申し上げましたが、社会科学は統計処理をしますから、エビデンスを出していけますから、メタアナリシスとかSRかかっているようなデータは、民族も文化も性別も地域も環境も越えてエビデンスがあるといえるわけです。こういったエビデンスを教育に落とし込むことで、より効果的な教育を作り上げていくことが可能になります。それで繰り返し申し上げます。よろしくお願いたします。

渡邊委員 素朴な質問なんですけど、これ、第二次で書かれていますよね。第三次でまた繰り返し書くというのは、どういうことなんですか。第二次で通らなかつたからもう一回出すのか、どういうことなんですか。意味合いを教えてください。二次でも書いて

いますよね。だったら第三次でこれを出さなくて、総まとめのときにしっかり出せばいいんじゃないかなと私は思ったものですから、どうしてですかという質問です。

山中副室長 これは第1回目といたしますか、10月23日の会議のときに、ぜひ徳育についても二次報告でやはり強調して、ここはちゃんと二次報告で確認するように書いてほしいというご意見が強かったというのを踏まえて、盛り込んでいます。

渡邊委員 では強調のために、2回出されるということですね。二次、三次と。

野依座長 中教審等で若干否定的な意見であるかのように新聞に報道されたというようなこともあって、再確認するという要請を、そういう趣旨というふうに認識しております。

渡邊委員 わかりました。

野依座長 小野委員。

小野委員 今の徳育の教科書の検定の問題でございますが、今までの教科書検定基準ではなくて、もう少しバランスをとって、しかも人の精神生活に深く立入るというのではなくて、哲学者とか作家とか文学者とか宗教家とか、本当にレベルの高い方にご意見を伺いながら、バランスのとれた感動を与える教科書をつくればいいと思うので、誤字脱字を直すのは当然ですけれども、それ以外のことはほとんどしないで、物語とか伝記とか人の生き様とかを、やっぱり執筆者に書いていただいて、それを高いレベルの人が見て教科書にするのがいいというふうな、だから今までの教科書と少し違った検定の基準とやり方が必要ではないかと思えます。

品川委員 ということは、やはりそこまで書くかなどもう少し表現に気をつけませんか、多分誤解されるかなという気がいたします。ですが、今のお話なら教材でもいいのでは、と思うのですが、その違いはどう考えたらよろしいのでしょうか。

小野委員 そこが一番の問題なんですけど、やっぱり国家の基本で、これだけ世の中乱れているときに、国がやっぱりきちんと教科書をつくって教えないといけないんじゃないでしょうか。本当に。教材も大事です。教材も否定はしませんが、やっぱり「心のノート」もいいんだけど、具体性にやや欠ける。やっぱり野口英世は黄熱病に命をかけてやりましたとか、ジャンヌダルクは命をかけて戦いましたと、そういうことも話して子供が感動できるように。しかもそれはあらゆる層の方が理解できるような、宗教、哲学者も含めてですね。そういうのが望ましいと思えます。

野依座長 最後にさせていただきます。

川勝委員 徳育には社会的要請があって、否定する人はほとんどいません。その書き方ですが、例えば各論の方で、偉人伝、古典、物語、芸術、文化、スポーツによる多様な感動を盛り込んだ教科書をつくと書かれていますけど、これは徳育の中にスポーツも入れる書きぶりです。つまり徳育は結局すべてにかかわるということ、この部分があらわしている。徳育が大事だということはどう表現するかということですが、けれども、「徳育と体育で健全な子供を育てる」というような書きぶりよりも、「心を育み体を鍛えて、徳のある子供を育てる」とすればよろしいのではないかと。心を育み体を鍛えるという中に、偉人伝、

古典、物語、芸術、文化、スポーツによる多様な、また感動を盛り込んだ徳育カリキュラムをつくと書くべきではないかと思います。

他にも、運動、食育、生活習慣、体験活動とありますが、これらはいずれも頭の世界というよりも心の世界と体の世界です。副題に「子供たちに感動を与える教育を」と書かれていますが、子供たちに体感を通して感動を与えるとしてはどうか。そう書けば、趣旨が明確になると思います。

野依座長 どうもありがとうございました。

葛西委員 「徳」という言葉は、大変良い言葉なんですけど、残念ながらものすごく定義が難しい言葉で、例えばおとくですよというのと、安いという意味なんですね。

野依座長 それは字が違いますよ。

葛西委員 でもこれはトクなんですよ。

野依座長 得点のトクという。

葛西委員 はい。だから、得か損か、人徳か。いろいろなときにトクが使われます。この中で、道德という言葉であらわすとそれは一つの規律・規範という意味になりますが、「徳」のある人という言い方では意味がぼやけると思います。従ってそういう意味で言うと、心としては確かに川勝委員の仰る「より高いもの」という意味で分かるんですけども、報告書として何をやるかということを理解させるためには、もう少し社会に通用する言葉がよろしいのではないかと思います。論語に「礼をもって整えて、徳をもっておさめればすべてがおさまる」などと書いてありますが、あそこに出てくる「徳」は、私はいまだに何のことだかまいちよくわからない。「徳」とはすごく難しい言葉ですね。

川勝委員 知・徳・体とっていますが、心と体というべきだと思います。「心と体を通して健全な」というところを、徳をはぐくみと書きこむべきです。徳の定義はあいまいであるにしても、イメージははっきりしています。立派な人ということです。立派な人というのが、これまた難しいのと同じです。「心を育み体を鍛えて、徳のある子を育てる」と書くと、徳育が大事だということがわかる。徳は、すべてに関わっているということが中身を見ればわかるのではありませんか。

野依座長 ありがとうございました。

池坊文部科学副大臣 この徳育ですけれども、年間を通じて計画的に指導するというのにちょっと私こだわりますね。徳育というのは年間を通じて指導するものであるとしても、徳育においては小学校低学年においてはあいさつや礼儀、善悪の判断を植えつけ、次に、中学校において思いやりの心をとということですが、思いやりの心なんてそれこそ小学校でやってほしい。基本的な社会道德というのは、善悪の判断、あいさつや礼儀も含まれる筈です。小学校でこれをします、中学校でこれをしますというのは、ちょっとおかしいなという気がいたしますので、一般の方がお読みになりますからこの辺ちょっと整理なされたほうがよろしいのではないのでしょうか。

野依座長 ありがとうございました。

では次に、

「大学・大学院の抜本的な改革」にまいりましょう。

山中副室長 では「大学・大学院の抜本的な改革」ということをございます。

「世界トップレベルの大学・大学院を作る」ということで、大学院教育の充実というところでは、G P等を活用した切磋琢磨する環境づくりとか、効果的な教育プログラムの分析等を加えております。

次に、産学人材育成パートナーシップについては、分かりにくいということもございましたので、若干説明を加えさせていただきます。

また、大学における英語教育の拡大ですけれども、外国人教員の採用、ネイティブによる授業をしっかりとしてもらわないと、ということがございましたので、外国人教員の採用を進めるということにしております。

それからイノベーションのところも、勝ち抜くためにということで教育研究施設・設備の整備を挙げております。

また、入試のところについては、少し長い文章でしたので、大学入試についてのあり方の見直しの文章を、趣旨がわかるように明確にしたところでは。

次に、「マネジメント改革」のところをございます。ここににつきましては、前回の総会でのご議論、また経済財政諮問会議、総合科学技術会議、規制改革会議等との意見交換、そういうものも踏まえながら修正しております。一つは大学運営の両輪というのは、それぞれのマネジメントとトップマネジメント、ここをいかにうまく調和させるかであるということを書いて、国立大学というのは、法人化によりまして、全学マネジメントの観点、これを明確に示して日本型にふさわしい国立大学法人のマネジメント改革、これを各大学がみずから実行していくということが求められて、このために学長が明確な理念のもとに、全学マネジメントが行われるような体制整備の構築、そして次のような各大学の取り組みを推進するというところで、一つは学長選挙を廃止するなど、学長選挙会議による学長の選出といった点、これは二次報告でも触れていたところをございます。また、学長による学部長人事の掌握 制度的にそうなっているという点を整理しております。また、国立大学における学部を超えた柔軟で効率的な教育指導体制ということで、例示というものを省いたということをございます。

国際化、地域再生に貢献する大学のところは、公立大学や私立大学も同様であるというご指摘でそれを加えております。

また財政面のところに、税制面も書き加えております。またこの中に、中期目標期間における国立大学の運営費交付金の配分のあり方がありますけれども、この配分のあり方について、基本的な方向性を明確に示すべき、余り細かく書くのではなくというご意見がございました。それを踏まえて効率的な資源配分に資する評価、情報公開、地域の人材育成への貢献などの取り組みの評価といったことも簡潔に整理したというものでございます。

以上です。

野依座長 どうもありがとうございました。

それではご意見賜りたいと思います。

白石委員 1点質問なんですけれども、大学卒業程度の学力の保障のため、民間機関による学力試験の実施と書いてあるんですが、これは大学の自主的な取り組みではだめで、民間機関がやることの意味というのはどういうところにあるんでしょうか。

小野委員 これは各大学に任せておけないので、一般的にTOEFLみたいな大学卒業程度を図る試験制度を民間につくってもらうことを提言したらどうかという趣旨だと思います。

白石委員 例えば、大学は大学生の質の保障をして、うちの大学はこんなに頑張っていますよというふうに言うためには、これを積極的に受けて、PRをする方策をとれるかどうかというのは、ここに何らかのインセンティブとかここに魅力づけがなければ受けてくれないと思うんですね。勝手にミシュランをつけてもそこに賛成してくれるかどうか。ですから、民間機関による学力試験のその仕組みをつくと書いてあるだけでは不十分で、こういうものを活用して大学の到達度の明確化とか、卒業生にとってわかりやすい指標とするみたいなことを書かないと、唐突感があると思います。

野依座長 ほかにご意見ございますか。

小野委員どうぞ。

小野委員 学部長選挙の廃止について、私、強く主張したんですが、全部削られてしまっているんで。今までの国立大学法人に何が問題かというのと、やっぱり学部長が選挙で選ばれていることだと私は思うので、これはもちろん反対の意見おありだと思いますけれども、ぜひ学部長選挙を廃止し、学長が適切な人を学部長に選べるようにするというのを、ぜひ書いてほしい。

野依座長 このペーパーでは学長による学部長人事の掌握となっておりますけれども、それでは不十分であると。

小野委員 もう少し書いてほしいです。改革のために。

野依座長 では中嶋委員どうぞ。

中嶋委員 前々回の議事録を見ていただくとわかるんですけれども、大学についてはかなり議論しましたよね。そして前回でもそうですし、運営委員会でもこの場でもいろいろ議論して、いわばとげというか、鋭い部分が全部抜けてしまって、これだと結局日本の大学は変わらないですよ。私はこれだとみんな失望するし、今既存の国立大学を法人化したからといって、法人化したところでとまってしまって、それで一方では世界のトップレベルの大学・大学院をつくると。とんでもないですよ。だからその辺はもっとラディカルに言わないと、とにかく文部科学省も、私も国大協に所属して副会長もやっていたけれども、結局そこは現状維持なんですよ。小宮山委員がいらっしゃるけれども、東大はとにかく現状維持でいいんです。だけれども、日本は東大だけではなくて、もっと国際的に大変な競争に勝っていかないと、本当に日本の大学・大学院はだめになってしまいますよ

ね。

そういうことからすると、せっかく議論したいわば鋭い部分が抜けてしまうから、これ読んだら何も変わらないではないかということになるし、特に学部はそうですよね。この間の経済財政諮問会議でしたか、アメリカでは学部長は選挙だというけれども、あれは全くデパートメントが基礎がなんですよ。そこはたまたまそういうことがあるけれども、しかし学長ないし、プレジデントないし、バイスチャンセラーは、アカデミックディーンは自分でやっぱり選任するなり、選考会議が決めますよね。それを全部学部自治という名のもとに、いわば学部自治そのものが問われている、大学自治そのものが問われているにも関わらず、そこを温存したままの形では、ほとんど私は意味がないくらい重要な部分が削られてしまったし、それは野依座長を初め、随分議論をしたはずですよ。どうしてこんなふうになったのか、そこはもう一遍議論を戻していただかないといけないんじゃないかと思います。

野依座長 では川勝委員。

川勝委員 東京大学が現状維持というふうには違和感があります。小宮山総長による東大改革の急進的な動きは目を見張るものがあり、現状維持ではないと認識しております。ところで、学部長の学長による選任は難しい。国立大学の学長選挙廃止は重要です。今、学長選考会議による学長の選出となっていますが、学内の利害関係者が入っていますので、学内政治といえますか、不要というべきエネルギーが消耗されています。学長選考会議は、法律を改正して、学内の利害関係者の原則参加禁止規定があったほうがいいと思います。学長選考会議が東北大学で実施されうまくいっているところもありますが、従来、国立の研究機関では所長なりセンター長なりが、文化庁長官が決まるに上から決められていたのが、いまは選考会議になって、学内関係者、センター内、所内の関係者が出るようになって、学内政治が持ち込まれ、自殺者が出る事態にもなっていますので、学長のリーダーシップを強化するには、学長選考会議に学内利害関係者は必要最小限、ないし原則入れないという思い切った措置が必要です。

次に、大学の問題のひとつに、これは学校教育全体を通して同じことがいえませんが、学力の低下があります。学力低下を防ぎ、国際競争力をつけるために、教養教育を重視すべきだということは一貫して言われてきました。ここにも書かれています。国際化とのかかわりで、「18歳人口減少を踏まえ学部入学定員の縮減に自主的に取り組む」と各論に書かれておりますが、教養教育を重視して、かつ質のいい学生を集めるためには、総合大学では教養教育に関わる入学試験を行うか、あるいは教養教育に関わる学部のみ存続を認め他の学部は撤廃するべきである。つまり、法学部、経済学部、教育学部、文学部などを廃止し、東大の場合には教養学部、京都大学の場合には何ていっているのでしょうか、すべての学科を修めて初めて狭き門に入れるというようにする。旧来の学部方式を撤廃する。小宮山委員が東大でなさっておられる、教員や研究者のレベルにおける横断的な取り組みに、学生のレベルでも対応させる。教養重視を世に示すために、総合大学は、単科大学の場合

は意味がありませんが、総合大学は、総合学部として存在しているものに特化するとしてはどうかと。

野依座長 ありがとうございます。

白石委員 ちょっと本質的なご質問を事務局にさせていただきたい。

野依座長 どうぞ。

白石委員 この間、経済財政諮問会議の伊藤先生から、この答申案はトップテンをさらに強くしていくのか、それとも全体的な底上げをしていくのかというご質問があったと思いますが、それに対しておまとめいただいた事務局はどういう見解でこれをおまとめいただいたのでしょうか。私はここで書かれていることは、卒業生の質の保障と、大学のガバナンスの問題、内部統制の問題が書かれていると思いますが、これはどういうふうに世界トップレベルの大学・大学院になっていくのかという、どうも最終ゴールのところへの道筋が見えないんですね。こういうことをやって積み上げたとしても、学問的なその質がトップレベルになるかどうかは、卒業生の質が高まっていくとは思えないようなことがつらつらと書いてあるんですが、事務局は伊藤先生がご提示されたどちらを主眼においておまとめいただいたのでしょうか。

山中副室長 改めてこの中でも、「国際化、地域再生に貢献する大学を目指す」という部分がありますけれども、むしろどちらかということと第二次報告でそのあたりかなり大学学部教育、大学院教育のあり方、これからの知識基盤社会、21世紀での大学のあり方については記述をしております、我が国が成長力を高めて国際協力に打ち勝っていくと。このためには次の3つの視点からの大学・大学院改革が必要だということで、一つは競争力の基盤になる数多くの優れた人材を養成する。それから指導的役割を果たすリーダーとなる人材を養成する。それからトップレベルの研究拠点としての大学とか、また幅広い職業人養成ですとか、総合的、国際的な教養教育ですとか、地域密着型の教育ですとか、さらに地域の生涯学習など、機能的に分化した形で特色を出していくことがやっぱり求められているんだということが記述されております、そういうものを踏まえながらではどういう手段をやっていくのかという議論が、二次報告でかなり書き込まれ、それを引き継いだ形で今回のこの大学・大学院の部分も書かれているというふうに思っております。もう一回書くかという点があると思うんですけれども。

野依座長 小宮山委員どうぞ。

小宮山委員 2点。一つは、高等教育財政についてと、それからマネジメント改革、その順で申し上げたいと思います。財政に関する記述を、やはりもう少しちゃんと書いていただけないかと思います。この報告はいろいろな改革の提案がなされているわけですが、やはり財政措置がなければ一方的にやるべきだということで終わってしまうと、ということをお恐れます。少なくとも今もご質問がありましたけれども、世界トップレベルの大学・大学院を目指すということをやろうのであれば、長期的な高等教育への投資のあるべき姿を記述すべきだろうと思います。私はその意味でビジョン2030というのを具体的

に出しました。最終的には2030年までにGDPの1%、今2兆円の高等教育への投資を5兆円に引き上げるということで、そのような長期的見通しを書くべきだと私は思います。

そうした観点から、私は財政についての部分の、大学・大学院の教育研究云々への投資というところで、必要な教育財政基盤の確保に関する記述の後に、次のような文章を挿入していただくことをお願いします。「世界トップレベルの大学・大学院を創出するために、今後20年を見通した高等教育への投資プランを策定すべき。例えば、OECD諸国の平均であるGDPの1%を高等教育への投資へ振り向けることを検討する。」そうしますと、続いてその次に、民間からの教育投資の促進策にかかわる記述があるわけですが、その冒頭に、「その際、公財政投資にのみ頼るのではなく、大学みずからの自助努力を推進すべき。」、「そのために民間からの教育投資を促進するため」云々というふうに続けていただけないかと思います。それが高等教育財政に関してです。

それから今、議論されているマネジメントの改革なんですが、私、前回の経済財政諮問会議、規制改革会議、総合科学技術会議などのご意見というのは、細かい点にはいろいろあるんですけども、基本的には尊重すべきだと私は思います。現在の案で、学長選挙の廃止あるいは学部長人事の掌握について、もっと激しく書けという方もおられますが「学部の壁を壊し」といったことと共に、見た目は勇ましいんですけども、恐らく現場ではワークしないでしょう。ちょっと具体例を出して恐縮ですけども、例えば山形大学で文部科学省の有力なOBの方が、今、学長をやっておられるわけですけども、あれは学長選挙で2位になられて、学長選考会議が2位の方を学長にされたんです。それは学長選考会議の権限を行使して肅々とそうされたわけです。それでも今、全学的な協力体制ができているように外部からは見えます。あのとき、もし選挙をやっていなかったらどうなっていたでしょうかね。おそらく、もっと今よりも混乱しているのではないのでしょうか。つまり、文部科学省のOBの方も選考会議の権限のみで学内の意向を全く考慮せずに学長に任命する。恐らく紛争になっておりますよ。意向投票の結果と異なる方を選考会議が選んだことについて、訴訟まで起きているケースもありますが、もう訴訟しても関係ないですよ。これは明確に法人法に書いてある学長選考会議の権限ですから。

そういうときに、投票というのは一体どういうふうにやるべきなんだろうかと、まさに様々な議論がそれぞれの大学の個性に合わせて議論されているときに、その一方の廃止というようなことだけを取り上げて書くようなことはよくない。私は真剣に大学改革を考えている心ある人々から、この教育再生会議の報告書に対して、この程度のものなのかというふうに受け取られてしまうことを恐れます。要するに鼎の軽重を問われるということでもあります。

大学のマネジメントの基本というのは、これも前に申し上げておりますが、学問の自由ということに由来する部分と、全学経営に関する部分を、どのように役割分担していくかと、このことに尽きるんです。そのため、マネジメント改革の部分の最後のパラグラフですね。これでは甘過ぎると言われていた部分なのかもしれないんですが、私は以下のよう

にすっきりと書いていただくことを提案いたします。「このため、学長が明確な理念、ビジョンのもとに、全学マネジメントを行うことができるような学内体制の構築のため、各大学で学内マネジメントにおける学長、学部長、教授会の役割分担を明確化する」という表現を私は提案いたします。それから先の問題は、やはりこれは総合規制改革会議のおっしゃるように、やはり学内でやっていただくより仕方のない問題、それはそれぞれの大学の個性が極めて強く影響する側面であり、一律なやり方を押しつけることは、法人化した国立大学の現状を全く踏まえていない。最初に申し上げたように 私は鼎の軽重を問われるということになりかねないというふうに危惧いたします。

野依座長 ありがとうございます。

小野委員どうぞ。

小野委員 財政面なんです、小宮山委員のご意見も非常に私は正しいと思うんですけども、当面の措置として、やっぱり競争的資金をしっかりとふやしていくことと、それから基盤的経費を今のように1%を削減してしまうということは、近い将来見直すということとをぜひはっきり書いてほしいと思います。

これはそうしないと、本当に大学はよくなると思います。

野依座長 では渡邊委員。

渡邊委員 私は違うところで、大学入試についてお願いしたいんですが、例えば徳育を教科にするという形で言い切るように、この大学入試についてもぜひ高校卒業の資格とか、もしくは大学卒業の資格が分かりませんが、全入で漢字も読めない子が大学に入って行って、4年間遊んで出て行ってしまふ。実は皆さんが言われている大学の上の方の話というのは確かにいいんですが、この日本の国の底辺というか、日本の国を支える部分が、もう音を立てて崩れているこの全入時代を何とか防ぐべきだと。私はそのことに対して国において検討すると書いて、これは何もしないということの同義語ですから、だからせめて徳育を教科にすると言い切ったように、例えば高校卒業資格制度を設けるとか、何かそういう資格制度というか、どこかの歯どめ、入り口の歯どめなのか、出口の歯どめなのか、それだけを何とかお願いしたいと。これは国を憂いて発言させていただきました。

野依座長 では、川勝委員。

川勝委員 小宮山委員の第一の点には賛成です。ただ、OECDの先進諸国のGDP比率1%を基準に挙げて、それで日本もそれにならえというのは一つの論点ですけども、やはりもう一つ、教育再生会議全体の理念に即した形で予算措置を書くべきです。それは国際化に貢献する大学です。そうしますと、例えば日本の学者の国際的貢献のほかに、外国にいる青年たち、あるいは研究者たちを日本で鍛えるという国際化もある。例えば外務省がJICA(独立行政法人国際協力機構)でやっている青年海外協力隊の仕事にも教育的意義を認め、JICAの青年海外協力隊員の2年間の滞在国でカウンターパートの青年が選ばれているわけですが、そういう青年たちへの支出は教育費としてみなしうと思います。

それから、日本に外国人学生が来ているわけですが、その人たちの生活インフラ

クチャーを整えるべきで、これには国交省の支出がいる、住居であるとか、インフラ整備がいりわけで、それらの支出を含めて、国際化を軸にしたGDP比1%、OECD標準を書き加えると、説得力が増す。

先ほどの学長選挙に関して、もともと学長なり総長は、選挙ではなくて、任命でした。それが戦後になって選挙がだんだん広まって、学内政治のなかで人が選ばれる状況です。

そうした中で、例えば人間文化研究機構がございます。その学長は選挙ではありません。最近では選挙をしない選ぶ制度で始まっているながら、選挙に変わったなったものもあります。例えば民博(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立民族学博物館)、日文研(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター)では所長は任命でした。それが選挙になり、立候補者が出ました。それで学内に争いが起こった。そういう経緯もあり、これは県の軽重が問われると言われましてけれども、まさに戦後の長い流れの中で、学長の質が 個人的にはではないですよ 全体の質が落ち、有名大学の学長の固有名詞をだれも知らない。一部の人を除いて。そういうことに鑑みますれば、やはり学長の選出というのは、今のままでいいということではないと思います。

野依座長 ありがとうございます。

時間がございませんので、次に移らせていただきます。

学校責任体制の確立、よろしくをお願いします。

山中副室長 「学校責任体制の確立」では、学校のマネジメントというところで、校長の在職年数等を書いておりますけれども、不適格な校長には、厳格に対応をするんだということを明確にしております。また、教育委員会等が管理権を行使できないという例として、指導要領から逸脱した授業の後に、児童生徒の反発を踏まえ、行き過ぎた性教育などといったものも加えております。

それから、子供の教育に専念できる体制ということで、IT化というところを教員1人1台のパソコン、校内LANの整備と、具体的に書くというところを書き込んでおります。以上です。

野依座長 どうもありがとうございます。

ご意見、ございますでしょうか。

渡邊委員。

渡邊委員 校長の在任期間5年という長期化ということで、長期化には私は賛成なんです。その後のその不適格な校長は厳格に対応するというので、契約は5年で例えば毎年、それを更新していくというような形で、やめさせるきっかけをつくっていかないと、やはり5年だと5年というそれを権利化してしまうというおそれがありますので、そこは注意されたほうがいいと思います。

野依座長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

それでは次にまいりたいと思います。現場の自主性を生かすシステムの構築、説明をお

願います。

山中副室長 5番目の「現場の自主性を生かすシステムの構築」。ここはかなり議論があったところでございますけれども、若干、充実した詳細な記述にさせていただいているところです。初めの「学校の情報を公開し評価を・・・」という部分ですけれども、授業参観、学校行事、学校評議員制度等、あらゆる機会を通じて情報を個人情報にも配慮しながら提供していったというところを、情報提供のあり方等について具体的に記述させていただいたところです。

また、学校の評価のところ、教育を行った成果を測るための成果指標を用いるといった点とか、またそういうものを教育委員会は一覧表にして、学校にしっかりとフィードバックして、成果の上がない学校に対しては、支援を行ったりというそういう評価の留意点、評価の活用について、具体的に記述を加えさせていただいております。

次に、適正な競争原理の導入による学校の質を高めるところ、バウチャー的な考え方を取り入れたシステムですけれども、このモデル事業というところで基本的な考え方を、若干、目的と手法という形で書き分けておりましたけれども、ダブっている感もありましたので、そののところを一本にまとめて整理して記述をしたところでございます。また、具体的な方策ということで、学校評価のところ、ここにつきましては、学校評価に当たっては保護者や児童生徒の意向も反映させるという形でその点を具体的に記述いたしました。

また、多様な分野から社会人等を教員にということで、ここは前回の議論も踏まえて、採用者の2割以上を目標とするなどということです。

教員養成を抜本的に改革するということで、現在の教職カリキュラムの見直し、それから教員養成学部等以外の学生へも、門戸を広げる、あるいは将来的な課題としての質の担保のための教員免許の国家資格、特別免許状活用を促すための特別免許状を国が出すこと、それについても記述を加えたところです。

学校の適正配置のところは、適正配置について少し明確に記述をしております。

以上です。

野依座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。白石委員どうぞ。

白石委員 「学校責任体制」と「現場の自主性を生かすシステムの構築」の部分は非常に関連したところなので、それに関連して何点か申し上げたいと思うんですが、やはり現場が考えるためにやらなければいけないことというのは、相当の権限委譲だと思うんですね。以前、葛西委員がお出しいただいたペーパーの中にもあったと思いますけれども、人事権と予算権を学校現場に移していくというような、英断的な取り組みが必要なんではないかと思います。二次報告の中で、政令指定都市や中核市レベルというのはあったと思いますが、こういうモデル事業をやるのであれば、そこをもう少し踏み込んでお書きいただきたいというふうに思います。

言葉の使い方を少し配慮していただいたほうがいいと思うんですけれども、バウチャーのところで、頑張っている学校が報われ、努力の足りない学校の改善が促されるようにということなんです、これは学校単位で頑張っているか、努力が足りないかということを見るのはすごく難しいと思うんですね。いい先生もいて、そうでない先生もいるから結果として、結果が出せないというようなことがあるので、やはりこういう現場を鼓舞することと逆のベクトルが働くような表現は、少し気をつけて書き込んでいただくほうがいいのではないかと思います。

以上です。

野依座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。では品川委員。

品川委員 私はこの「学校の責任体制」と「現場の自主性を生かすシステム構築」の部分が関連していると考えておりますので、あわせて発言させていただきます。

先ほど、不適格校長は厳格に対応すると思いましたが、これはまさに必要なことなわけですけれども、自治体によっては教育委員会と校長が非常に密接で、厳格に対応したくても出来ないケースが地方に行けば行くほどございます。保護者が教育委員会に訴え出ても、なあなあになってしまっていて泣き寝入りせざるを得ないとかですね。不利益を被るのは子供たちです。ですので、この部分につきましては、どう「厳格に対応する」のか、もう少しはっきりと打ち出す必要があるかと考えます。例えば学校評価等でネガティブな評価が出た場合には具体的に誰がどう責任をとるのか。どれだけのスパンの間に教育委員会は何をし、校長は何をどうするのか、コミュニティスクールならどうしたらいいのか。「厳格に対応する」だけでは曖昧で、法的に規制するのかわかりませんが、もう一步踏み込んだ書き方が必要だろうと申し上げたいと思います。

それから、見出しのところに校長の責任と権限と入れていただいたのですが、本文のところには校長の権限強化だけになっております。はっきり申し上げて、校長先生の中には、校長室から出てこない、俗に言う“引きこもり”状態の校長とか、問題が起こると全部副校長に押しつける校長もいらっしゃいますので、権限だけを強化するのではやはりだめだと思います。責任という二文字を、本文の中にも入れていただき、学校をどうマネジメントしていくのか管理職としての自覚を促したいと思います。

それから、二次報告で問題解決支援チームについては触れましたが、改めてもう一度申し上げたいのなんですけれども、教育委員会だとえこれを設置したとしても、行政執行権がないので、結局は弁護士が相談するとか、親を説得するというレベルでしかないんですね。あるいは元校長先生とか、カウンセラーという方がひたすら説得するとか。要するに善意に基づいた対応しかできないのが現実です。そうすると、頑張る人だけが頑張る、あるいは善意でやっている人だけが頑張り、その人たちが疲弊していきます。ですので、子供と若者の権利を保障するためにも、ここに警察や法務教官というような、従来の教育現場が持っていないようなノウハウを持っている人たちも一緒にやっていくというようなことを

書いていただきましたのです。法務教官には伝統的に教育現場が持っていないノウハウがあります。取材をしていて、そこに連携がないことをいつも不思議に思っていました。そういったノウハウが教育現場をサポートし、また、法務教官たちも教育現場と連携をとることで学べるが多々ある。こういったシステムがすべて子供たちの利益になっていきます。

それからその下の「学校の耐震化を計画的に進める」というところです。この点につきましては全国の自治体がやりたくてもできないんですね。学校を建てかえるのに莫大なお金がかかるからです。ノウハウを持っているところは少しずつPFI事業でやったりしていますが、まだまだPFIでやるということに積極的に踏み込めていない自治体がたくさんあります。現状のような表現では、そんなことはわかっているけれどもうちの自治体はお金がなくてできないと言われて終わってしまいますから、一言、「PFI等で」と入れてあげることが情報としても意味があるだろうと思います。

「現場の自主性を生かすシステム構築」のところですか。これは私もペーパーに書かせていただきましたが、学校の評価のところの「努力の足りない学校」というときに、学校だけが悪いのかと言う問題が浮上します。そういう場合もあるでしょうが、それだけともいえません。保護者とか、それぞれ地域がしつけから何から全部学校に押しつけているというケースもございます。ですから学校評価の中に、いかに保護者や地域が積極的に関わっているかを検討することも大事だと考えます。これは教育現場を見ていく上で、大事な評価ポイントです。下のところにボランティアなど、土曜学習、土曜の補充学習等書いてあるわけですから。こういった点から考えましても、学校評価の中に、いかに地域や保護者を巻き込んだ教育を校長先生が実践できるかという視点をも踏まえたいと書いていただきたいと存じます。

それから、低所得家庭等の子供の学校選択を拡大する取り組みという部分についてです。繰り返し申し上げたことを書いていただいて本当にありがたいと思っております。ですが、ここでぜひ一言、等ではなくて、低所得家庭及び低養育力家庭を含めて書いていただきたいのです。つまり虐待されている子供やネグレクトされている子供、親から「高校なんかいなくてもいい」などと言われている子供も確実に奨学金の対象だということを、先生が理解し、意識しておく必要があります。先生が保護者に奨学金のことを言ったとしても、保護者が「うちの子いいよ、別に。働かせるから」と言ってしまうケースを私はいくつも知っております。学ぶ機会の保障は子供の権利です。高校全入時代に中卒でどうやって社会を生きていくのか、教育格差が将来の社会的自立の格差に直結してしまわないように、ぜひ低養育力家庭の子供たちも対象だと明記してください。

しつこくて申しわけないんですが、学校に競争原理を入れるとことについて、私は全面賛成です。ですが、学校選択ができない地域はどうするんだということが必ず出てきます。競争原理の導入がイコール学校選択制の導入ではないと考えますので、できない地域ではどういうふうな質の向上をやるのかということも踏まえる必要があるかと考えます。私はどうしても地方に行くことが多いので、この文言を見ますとどうしても都市部だけをタ

ーゲットにいった話という意識を持ってしまいますのでそのことを申し上げたいと思います。

小野委員 教員の入れかえをすればいい。

品川委員 そういうことを明記することが、地方も視野にいった話なるのだと考えます。

白石委員 教育格差が生じないようにと書いてある。

品川委員 それはその通りです。

野依座長 小野委員どうぞ。

小野委員 教員が子供の教育に専念できるようにするということ、私も大賛成なんです。本当に現場の学校、教育委員会もそうですけれども、無駄な会議が本当に多いんです。無駄な会議を徹底的に減らすということをぜひ入れていただければ、本当にどうでもいいことで会議をやっているんですよ。メールで済むことを。それがかなり教員を縛っていると思います。

それから先ほどの耐震化はぜひ進めてほしいんですが、PFIも含めて、民間活力も含めて、すべての英知を結集して、国もお金を努力して、それでやるというものが必要なもので、もう少し耐震化はしっかり書いてほしいと思います。

野依座長 ありがとうございます。

渡邊委員。

渡邊委員 先ほどのストーリーの話なんです。例えばこのバウチャー的な考え方を取り入れたというところで、かなり前に進んだ細かい内容になっているというふうに思っています。ただ、これを例えばどういう形で進めていくのか、それからその結果分析ですね。成果についての分析、これをどういう形にするのかということ何かしらの形で明確にしておかないと、恐らく非常に難しいのではないのかなと。教職員に対するインセンティブ一つとっても、非常に非現実的なことがここにもう全部含まれてきますので、これについては、どこか、それこそ先ほど葛西委員がおっしゃったようなどこかに責任部署を設けるとか、何かしらの形をつくらないといけないと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。教えてください。

中嶋委員 教えてというよりも、我々が委員だから、我々自身で考えるべきだと思うんです。

渡邊委員 今後のストーリーはどうされるのか。

中嶋委員 つまり、先ほどからそういう意見がたくさん出ていますよね。今は第三次報告、とにかく集中することになったので、ここでいいものをつくって、その後のアフターケアをどうするのか。報告だけ出して、出しっ放しなのか。葛西委員のこの間のペーパーの中の最後のところにそのことをちょっと書いてありましたが、それはむしろ最終報告の中で、いわばガバナビリティーとかガバナンスとか実行性を、どういうふうに担保するかということが、やっぱり最終報告できちんとやったほうがいいんじゃないかと僕は思います。

野依座長 ありがとうございます。

では葛西委員。

葛西委員 細かいところですけども、学校の評価で「児童の意見を反映させる」と書いてありますが、これは保護者を通じて反映させればいいのであって、こちらには書かない方がいいのではないかと思います。やはり師弟関係というのは非常に貴重でありまして、学校における秩序を維持するということが、徳育、道徳や、規範意識を持たせる上では非常に重要な要素なので、どちらがどちらを評価してもいいという話にはしないほうがいい。子供は必ず親にいろいろなことを言いますから、保護者の評価というのを尊重すると書けば、そこには子供の評価が反映されるものと考えた方がいいのではないかと思います。

野依座長 ありがとうございます。

大学等では、学生の評価を取り入れているところもたくさんありますけれども、一番有効なのは、卒業生の意見だそうです。

葛西委員 大学はいいと思います。小中学校のことです。

野依座長 そうですね。白石委員。

白石委員 葛西委員に反論するわけではないんですが、児童生徒及び保護者というのは、閣議決定事項でもあって、やはり親がこれだけ教育とか学校に対して無関心であれば、子供がシグナルを発しても親に届かないケースが多々あると思うんですね。ですから授業は楽しいですかと、先生はあなたの質問に的確に答えてくれましたかとか、学校は楽しいですかとか、いじめなどはありませんか、こういうシンプルな項目でいいと思いますので、これを定期的に聞いていただくことが先生とのコミュニケーションの一助にもなると思いますが、やはり先生たちもそれを通じてよい授業をしたり、学校をよくしようとすることに私はつながると確信しております。

渡邊委員 一言だけ。ちなみにうちの学校としては、親よりも子供のほうが適正な評価をします。これだけは確かです。子供は非常に適正な評価ができます。これは子供のことを私は入れるべきだと思います。

野依座長 他にございますでしょうか。

では次にまいりまして、「社会総がかりで子供、若者、家庭への支援」について、事務局、説明してください。

山中副室長 社会総がかりでの子供、若者、家庭への支援ということで、関係機関の連携システムのところですが、これにつきまして、子供、若者支援を総合的に進める法的措置についても検討するというところで、前回より明確にしたところです。

あとは携帯電話の使用について、使用禁止を徹底するんだといった点を加えております。それ以外は変わっておりません。

幼児教育、子育て家庭、親の学び、この辺は今までと同様です。

以上です。

野依座長 ありがとうございます。

ご意見ございますか。

品川委員。

品川委員　しつこく申し上げたことを入れていただいて、本当に感謝しております。私
が取材しているような、保護者が経済的に破綻したりリストラされたりしたワーキングブ
アで、それを引き継いでしまいがちな子供たちにとって、こういった総合的に支援する法
律ができることで確実に救われる面があると考えます。すべての子供、若者の自立や社会
参加する権利を保障するような法整備とそれを一元化して監督する部署、日本版のエプ
ー・チャイルド・マターズみたいなものができればいいなと考えます。

2点だけ申し上げます。一つは、子供、若者、家庭への総合支援についてのところで、
ここは何回も法務を入れてほしいとお願いしておりますがまだ入っていません。なぜ法
務を書き加えてほしいと申し上げているかといいますと、矯正教育が持っているノウハウ
の中には学校教育で使えるものがたくさんございます。暴れる子供たちの指導の仕方など
はまさにその典型でしょう。学校教育が知らないノウハウや視点を矯正教育は確実に持っ
ているわけで、そういった連携が必ず子供たちのメリットになります。教師からみて問題
行動を起こす、登校禁止になる、非行に走る、矯正教育のお世話になる、そこではじめて
理解される、では、子供や若者たちが不利益を被ります。少年院に入って初めて自分のよ
さに気付くなどというようなことがあっては、本来いけないのです。それは教育の敗北だ
と思います。だからこそ、そういった情報共有できないがゆえにニッチに落ち込んでいく
子供たちを作らないためにも、法務との連携は必須だろうと感じています。また、法務自
身も、福祉や教育との連携がまだまだ不十分です。そういった双方向でのかわりを視野
に入れるためにも、法務とぜひ見出しのところにさせていただきたいと考えます。

それからその最初のところですが、せっかく再生会議でも広島少年院を視察して
いるわけですから、少年院や少年鑑別所も含めて、そして出生、子育てから就労支援だけ
ではなくて、社会不適應を起こす子供たち、若者たちへの総合的な支援を含めてという意
味で、ここに社会不適應という言葉を入れていただきたいのです。

と言いますのも、職業的に自立できない20歳代、30代の55%がいじめの経験者、57%
が学校不適應者というデータが厚労省の委託研究で平成18年度には出ていますが、このこ
とを教育界の方々がどれほどご存知なのか。取材で学校に行くと、校長先生が「うちには
不登校の子供が何人いるけれど、まあ、うち何人は小学校からそうだし」と当然のような
感じでおっしゃったりする。不登校になるということが、将来の自立を阻むリスク要因だ
と分かっていたら、そういう不用意な発言はなさないでしょうし、もうちょっといじめ
や不登校問題への取り組みも変わってくると私は考えます。だからこそ、こういったこと
を教育界の人に意識していただくためにも、入れていただくことが必要だと思ってお
ります。ニートや引きこもりになってからの対策も大事でしょうが、いかに教育段階で予防的
な視点を持つか。それが大事なのではないのでしょうか。

それから有害情報のところでございます。携帯のフィルタリング、これはもう絶対に必

要だと考えます。繰り返して申し上げてきましたが、入れていただいて本当にありがたいと思います。と同時にですね、実はインターネットのことについて全く触れていないんですね。インターネットのフィルタリングも進めないと、いじめは学校の裏サイトなどでかなり繰り返されていくわけですね。メールでのいじめは、圧倒的に携帯が主流ですけども、有害情報は携帯プラスインターネットです。携帯を規制しても、インターネットがフリーパスであれば子供たちはそちらに流れるでしょう。ですので、インターネットの有害情報についても、保護者や教育者が子供の健全な成長発達権を保障するという意味で厳しく管理するなど一言触れておきませんか、現状の表記のままでは不十分だと申し上げたいと思います。

以上です。

野依座長 よろしゅうございますか。

小宮山委員 ちょっと前に戻ったことでよろしいですか。

簡単な話なんです、飛び入学のところに、高校生が大学「等」の講義を受けて、「等」を入れていただいたのは大変ありがたくて、我々が今、大学ではなく高校でこのような活動を行うことを、現実と考えております。同じことで、教育支援コンソーシアムのところにも、この間の門川委員がおっしゃった社会人を対象とした短期の免許取得コース提供のための教員養成の部分、ここにも社会人等として欲しい。大学院の学生とか、ポスドクとかさまざまな、要するに教員の多様性と専門性をいかにして教員集団の中につくっていくかという趣旨ですから、社会人だけではないということで、等を入れておいていただきたい。

野依座長 よろしゅうございますか。

それではその次の「教育再生の着実な実行」について、よろしく説明願います。

山中副室長 「教育再生の着実な実行」というところで、動き出す教育再生ということで、具体的な実践に向けて動き出すことが重要だということで、ホームページ等を通じて視察等の情報も発信してきました。それで教育再生会議の第一次報告では、学校の責任体制、教育委員会改革、教員の質向上、いじめへの対応などを提言をして、通常国会で教育三法、または通知の見直し等が実現。第二次報告では、ゆとり教育等の見直しの具体策、教育財政等について提言、そして骨太の方針に反映。教育学習指導要領の改訂の検討、9月入学については、学校教育法施行規則の改正、それによって4月入学原則の撤廃、こういうものが行われたということで整理しております。これを表にしたらどうかという提言もございますが、一応これで分かりやすく、前回は文章で書いておりましたので、見やすく工夫したところでございます。

また、文章の最後のところに、地域経済の疲弊や家庭の教育力等、若者が自立できるようという文章を加えております。フォローアップについては先ほどからございますけれども、最終報告に取りまとめていくということで、まとめております。

以上です。

野依座長 ありがとうございます。

ご意見、葛西委員どうぞ。

葛西委員 先ほどお話したことですけれども、フォローアップという言葉は、非常に弱々しいですね。ですから、ここはやはり英語で言うところの「enforce」とか「promote」とか、そのような実効性を持たせる言葉にしたほうがいいと思います。必ずフォローアップというのはつくんですね。しかしながら、実効性を持たせようと思ったら、別の言葉でないとイメージがやや狂ってしまうのではないのでしょうか。

山中副室長 これは今まで第一次報告からフォローアップについてももしっかりやるんだということを書き込んでまいりましたので、その流れに沿ってといたしますか。

野依座長 片仮名がよくないのでは。

小野委員 書きかえたほうがいい。

山中副室長 実行ということです。実現するためにということです。

野依座長 どうぞ。小野委員。

小野委員 一点よろしいですか。教育振興基本計画ですけれども、この前、文科省からご報告があったんですが、あれはとても教育振興基本計画と言えないようなものなので、本当に。あれでは白書に過ぎないので、やっぱり教育振興基本計画をしっかり立てるといのは必要なので、それはこのところでもしっかり書く必要が私はあると思うんですね。教育振興基本計画、いいのを立てないと本当にだめなんです。

例えば10年間で学校の耐震補強をちゃんとやるとか、あるいは10年間で英語教育を充実して、英語で仕事ができる大学生をたくさんふやすとか、何か具体的な計画がないと、計画とは言えない計画だと思しますので、これは項目をいっぱい書く必要はないので、10本ぐらいのものをしっかり出して、教育基本法を改正して、教育振興基本計画を出し、そして再生会議が報告を出して本当に学校が変わったと思えるようなものをぜひやってほしいと思います。

野依座長 ここに形容詞をつけるということですか。実効性のあるとか。

山中副室長 今の教育再生の着実な実行のところ、一次報告、二次報告、その次のパラグラフのところ、昨年60年ぶりに改正された教育基本法を受け、現在、教育振興基本計画の策定に向けて検討が行われているが、これまでの提言を踏まえるとともに、5年後、10年後に目指す教育の姿を明確に示し、具体的に実効性あるような計画が策定されること、これを求めたいと思うと。こういう文章を入れてはおります。

野依座長 ありがとうございます。

では品川委員お願いします。

品川委員 いただいたこの「教育再生の着実な実行」のところについてでございます。最初の資料と少し変わっているのですが、先ほど表にしたらどうかという意見がございましたが、私もぜひこれはそうすべきだと思います。と言いますのも、これを書いていらっしゃる方、そして我々は一次報告、二次報告で、何が出たかということを知っておりますの

で分かるのですが、三次報告から初めて読む人には何のことだかわからないという点がいくつかあると思われます。情報の出し方としては不親切ではないかと考えます。せっかくこれだけの時間をかけて、いろいろな議論をしてまいったわけですから、一次報告でこういう話をし、それはこういう形になりました的なことが、一目でわかるような情報の見せ方を、お忙しいとは思いますがぜひご検討いただければと思います。それが一点です。

もう一点では、先ほど入れていただいて非常に感謝すると申し上げた、このすべての子供への投資が必要という点です。ここに、投資とございますが、その後ろに一言「法整備」と入れていただけますと、助かる子供たちや若者たちが確実に増えると確信しております。しつこくて本当に恐縮なんです。今、すべての子供たち若者たちの将来の自立や社会参加する権利、市民として生きる権利を視野にいれた総合的な法を整備して、教育を含めた子供まわり若者まわりの環境を整えていきませんか、本当に大変なことになると危惧します。どんどん経済格差、教育格差、地域格差が広がっています。保護者が熱心なら親は子に投資するんですよ。そうではないワーキングプアとかニートとか日雇い雇用になっていくような子供、それから中退、引きこもり、不登校から立ち上がれない子供たちの自立する権利を国がちゃんと保障しなければ誰がやるのか。環境や保護者、気質的なものを子供は選べない。でもそういった諸要因が職業的自立を阻むリスクとなり、社会的に排除されやすい子供たち若者たちを作っていく現実がすでにあるのです。そこをどうするかというところを踏まえて、必ず法整備を検討すると入れてください。お願いいたします。

それからフォローアップという単語ですが、私も分かりにくいと考えます。なぜわざわざカタカナ用語にする必要があるのか、よくわからないのですが、これは一般的な言葉なのでしょうか？ 紙媒体、雑誌ではできるだけカタカナ用語を使わず、和語漢語など日本語で表現しようと思いますが。ここは監督とか、追跡とか、分析・検証というような感じにしたほうが読者に伝わるのではないかと考えます。以上です。

野依座長 ありがとうございます。

全体について、特に各論についてご意見賜りましたけれども、冒頭に白石委員のほうから、総論に関する見ばえといいますが、インプレッションの問題でご意見がございました。ざっとごらんになって総論について各論のアブストラクトではありますけれども、ご意見いただければと思います。

では川勝委員どうぞ。

川勝委員 冒頭の「はじめに」のところは池田座長代理が苦心していい文章にしていた、わかりやすい。けれども「社会総がかりで教育再生を」という、従来と同じタイトルですね。もう一つは、骨子案では「自立と共生」と書かれていますね。自立と共生は、福田内閣にかわって、最初の教育再生会議でこれでいくことになったと存じます。その場合、自立と共生は、こういう抽象的な内容ではなくて、もう少し明確な、つまり共生は地域間の格差があるので都市と地方との共生を課題にするという内容でした。それから自立は、これはまさか日本の自立ということではありますまい。子供たちの自立という面も

ありますけれども、これはやはり弱っている地域の自立という面が強いと思います。

そういう意味では、今の教育再生がなぜ必要かということ、100年前の教育の自立のときには、国の自立がポイントでした。そのために近代教育が必要だということでした。今は目標は達成して、新しい目標は、各地域が自立的な教育ができるようにすることです。地域は国際化と地域の再生という形で出てきています。それを踏まえると、もう少し工夫ができると思います。副題に、「学校、家庭、地域、企業、行政が一体となって」とありますが、地域だけが浮いていると思います。これは地域住民のつもりでしょうけれども、地域は地理的概念でもあり、学校は先生、家庭は親、企業は企業人、行政は行政主体、これは人ですね。一方、地域は、そうしたものを全部含みます。学校、地域、企業行政の主体が一体になって、すべての子供たちに「地域ぐるみ」で公教育を再生すると書けばいいと思います。

それから、各論の初めに、基本的な考え方の一歩最後の段落で、「教育の再生のためには学校のみならず、家庭、地域社会、企業社会、団体、行政、メディアなど、あらゆる層の人」と書かれています、ここで社会は「地域社会」と「企業社会」にだけつけられています、家庭社会、団体社会、行政社会という言い方はしません。ですからこれは家庭、企業、団体、行政、メディアなど、あらゆる層の人々が教育のコンサルティングをし、社会総がかり、地域ぐるみで取り組むということにして、地域の自立を、あるいは都市と地方との格差のある中で、地域の自立性を強調する書き方に変えたほうがいい。ソサエティは基本的に人です。家庭、企業、団体、行政、メディア、つまり社会と、それと地域ぐるみということで、私は今回の教育再生の基本的な目的の一つは、地域自立、地域分権を可能にするための人材の育成だと思っています。

野依座長 どうもありがとうございます。

では中嶋委員どうぞ。

中嶋委員 時間がないので簡単にしますけれども、さっきの各論のところ、ちょっとだけ、高等教育の卒業生の質の担保のところ、民間機関による学力試験の実施等の仕組みをつくる。これは大学生の品質確保にも重要なことなんですけれども、前に議論の中に、SATのことなんか入っていましたよね。アメリカのScholastic Assessment Testなんですけれども、それなどを参考にしつつというような言葉をちょっと入れていただくといいんではないかというふうに思います。

それから全体の整合性なんですけれども、やはりだれかが静かに夜一人、何時間かけて読むということがないと、皆さん非常に多様な意見がここまで収められて、とてもよかったと思うんですけれども、ですから野依座長がお忙しければ、池田座長代理にちょっと二、三時間ずっと静かに読んでいただかないと、どうもあちこち継ぎはぎしていますので、あるいは小野委員あたりでも手伝っていただいたらと思います。

野依座長 では小宮山委員どうぞ。

小宮山委員 3点です。1つは7つの柱の「学力向上」のところですね。この中の英語

教育の抜本的改革の次に、「大学と教育委員会のネットワークにより」ということが入っていますが、ちょっと大事なことがひとつの文章に2カ所も出てくるのはおかしいですよね。

それから、先ほどの「大学・大学院の抜本的な改革」のところは、先ほどももうしましたように、これは大幅に変えていただきたい。勇まなければいいというものではない。特に、大学の個性化が大事、と言っているときに、一律に何かを押しつけるようなことを書くべきではない。これは再三再四申し上げたことであります。

それから、やっぱりお金のことをお金、お金と言って恐縮ですけれども、これは財政の措置がなくてできるわけではないんですから、やはり財政のことを高等教育のところにきちんと書いていただきたいというふうに思います。

以上です。

野依座長 どうもありがとうございました。

池田座長代理 「はじめに」の部分について、川勝委員からもご意見をいただいたところですが、当初案の見出しは「自立と共生の社会を目指し」となっておりました。確かに福田総理の言葉でありますし、我々としましても「自立と共生の社会を目指す」べきだと思います。ただ、我々は教育という立場から「自立と共生」という言葉を解釈して使うべきであって、このままの形ですと社会のあるべき姿、あるいは国のあるべき姿まで、我々が提言しているように解されるのではないかと懸念します。従いまして、我々は「自立と共生」を教育の見地からどう具現化させるかということに焦点をあて、それが明確にご理解いただける形でまとめるべきであろうと思います。そうした意味で若干修正させていただいたわけでありまして、その点、ご理解いただけたらと思います。

また、いろいろとご意見をいただきましたが、全体のまとめ方につきまして後ほど野依座長からお話があると思いますが、現状、また歴史的な背景があるものを変えていくためにはドラスティックな提言も必要でありましょう。しかしながら、実をとるという意味で、もう少しやわらかく主張する項目もあってしかるべきだと思います。すべてがすべてドラスティックという形ではなくて、メリハリをつけることも必要であると思います。大変僭越ではございますが、皆様からいただきましたご意見を、運営委員会で責任を持って全体の整理をさせていただき、25日に臨ませていただけたらと思っております。ご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

野依座長 どうもありがとうございました。

今日は大変ありがとうございました。今後の予定は、今お話にございましたように、12月25日の総会に、第三次報告の成案を提出ということになっております。

本日は皆様から大変貴重な意見をいただいたわけでございますけれども、あるいは時間が不十分で申し残されたことがあるかと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思えます。運営委員の方々とも相談いたしました上で、ぜひ成案の作成につきましては、座長であります私と、池田座長代理にご一任いただきまして、25日の総会にかけさせていただきます。

たい、こういうふうに思っております。

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

野依座長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

冒頭でも申し上げておりますけれども、本日の資料、第三次報告の案は回収させていただきますので、机上に置いたままご退席いただけますようお願い申し上げたいと思います。

本日の審議は以上となりますけれども、最後に山谷総理大臣補佐官、何かございますでしょうか。

山谷総理補佐官 どうもありがとうございました。第一次報告書、第二次報告書でも、多くのものが実現してきていると思います。これから運営委員会を開いて、第三次報告も豊かな実りがある報告書になるように、最後の詰めをしていきたいと思います。

今回、たびたび出ましたけれども、まだまだ実現していない宿題がいっぱいあるわけございまして、フォローアップというか推進体制、これが大切なことになっていくと思います。教育はちっとも変わっていないじゃないかという意見もありますけれども、随分変わったという意見もまたあるわけございまして、皆様のお力、ありがとうございました。

野依座長 ありがとうございました。

それでは本日の合同分科会は、閉会させていただきます。本日は皆様、大変お忙しいところありがとうございました。

了